

介護サービス事業者
基準確認シート
(令和3年4月改定基準)

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所の名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定小規模多機能型居宅介護の運営基準等を基に作成されていますが、指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防小規模多機能型居宅介護についても指定小規模多機能型居宅介護の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。
なお、網掛け部分については指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|------------------|---|
| ○「法」 | … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） |
| ○「施行令」 | … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○「施行規則」 | … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号） |
| ○「条例」 | … さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号） |
| ○「予防条例」 | … さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第74号） |
| ○「平18-0331004」 | … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号） |
| ○「平24厚労告113」 | … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号） |
| ○「平24-0316-2」 | … 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号） |
| ○「平11厚令38」 | … 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号） |
| ○「平18厚労令37」 | … 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号） |
| ○「平17厚労告419」 | … 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号） |
| ○「平12老企54」 | … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○「平12老振75・老健122」 | … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知） |
| ○「平13老発155」 | … 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知） |

介護サービス事業者 基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	3
三 設備に関する基準	10
四 運営に関する基準	13
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	39
六 変更の届出等	43
七 その他	44

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	法 第78条の3第1項 条例 第3条第1項 予防条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	条例 第3条第2項 予防条例 第3条第2項
2 基本方針	① 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	条例 第82条
	② 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。 <div style="text-align: center;">い る ・ い ない</div>	予防条例 第44条
	※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。	法 第8条第19項 第8条の2第14項 平18-0331004 第3の四の1(1)
3 サテライト事業所	① 定義 (1) 本体事業所 他の事業所の指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に対する支援を行うものです。 設置には、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があります。 (2) サテライト事業所 本体事業所との密接な連携の下に運営されるものです。	条例 第83条第7項 予防条例 第45条第7項
	② サテライト事業所の実施要件	

	<p>(1) サテライト事業所に係る事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、この場合、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の事業の経験についても算入できることに留意してください。</p> <p>また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があります、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。</p> <p>(2) 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること</p> <p>イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること</p> <p>(3) サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。</p> <p>ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。</p> <p>イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2箇所までとすること。</p> <p>(4) 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすることも差し支えありません。</p>	<p>平18-0331004 第3の四の2(1)①イ</p> <p>平18-0331004 第3の四の2(1)①ロ</p> <p>平18-0331004 第3の四の2(1)①ハ</p> <p>平18-0331004 第3の四の2(1)①ニ</p>
--	---	---

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 従業者の員数等</p>	<p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。</p> <p>ア 通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上</p> <p>イ 訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で1以上</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいいます。</p> <p>* 登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいいます。</p> <p>※ 訪問サービスとは、従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいいます。</p> <p>* 本体事業所の場合、サテライト事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。</p> <p>* サテライト事業所の場合、本体事業所・他のサテライト事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。</p> <p>※ 宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいいます。</p> <p>* 本体事業所にあつては、登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、サテライト事業所の登録者を本体事業所に宿泊させて行うサービスを含みます。</p> <p>※ 通いサービスの利用者の数は、前年度の平均値とします。</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数によります。</p> <p>※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。</p> <p>これ以外の従業者にあつても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。</p> <p>※ 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。</p> <p>※ 日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要です。</p> <p>※ 通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。</p>	<p>条例 第83条第1項 第83条第2項 第83条第5項 第83条第7項</p> <p>予防条例 第45条第1項 第45条第2項 第45条第5項 第45条第7項</p> <p>平18-0331004 第3の四の2(1)②イ ～ニ</p>

- ※ 日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。
- ※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることのできるような職員配置に努めてください。
- ※ 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。
 特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。
- ※ サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。
- ※ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしています。
- ※ 本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者は本体事業所及び他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。

- ② 夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっています。
- ア 1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上
- イ 1以上の従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上
- い る ・ い な い
- ※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保してください。
 - ※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。
 - ※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。
 - ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができます。

条例
 第83条第1項
 第83条第8項
予防条例
 第45条第1項
 第45条第8項
 平18-0331004
 第3の四の2(1)②
 ロ・ヘ・ト

- ※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。
- ※ サテライト事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができます。
- ※ 本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。
本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。

③ 従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。

いる ・ いない

- ※ 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができます。

<p>当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

条例
第83条第3項
第83条第6項
予防条例
第45条第3項
第45条第6項
平18-0331004
第3の四の2(1)②チ

※ 居住機能を担う施設に移行してからも、なじみの関係を保てるよう、事業所と施設等の従業者のうち介護職員については、人員としては一体のものとして、運営することが認められています。

また、看護職員については、同項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等が、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の看護職員の業務に支障がないと認められる範囲内にある場合に、当該他の施設等の職務に従事することができるとしたものです。

④ 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。

い る ・ い ない

※ 看護師又は准看護師は、常勤を要件としていませんので、毎日配置していなければいけないということではありません。

※ サテライト事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができます。

条例
第83条第4項
第83条第9項
予防条例
第45条第4項
第45条第9項
平18-0331004
第3の四の2(1)②ホ

⑤ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及び小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。

い る ・ い ない

※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務又は併設する施設等の職務に従事することができます。

※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。

※ 介護支援専門員は非常勤でも差し支えありません。

※ 介護支援専門員は、基本的には、

ア 登録者の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の居宅サービス（介護予防サービス）を含めた居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成

イ 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用に関する市町村への届出の代行

ウ 具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成

の業務に従事するものです。

※ サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に専ら従事する⑥の研修修了者を置くことができます。

条例
第83条第10項
第83条第12項
予防条例
第45条第10項
第45条第12項
平18-0331004
第3の四の2(1)③
ロ・ハ・ホ

	<p>※ サテライト事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）は、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に従事するものであり、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成及び市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければなりません。</p>	
	<p>⑥ 介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び人員運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修</p> <p style="padding-left: 40px;">三 指定地域密着型サービス基準第63条第11項及び第171条第9項（第12項）の厚生労働大臣が定める研修</p>	<p>条例 第83条第11項 予防条例 第45条第11項 平18-0331004 第3の四の2(1)③イ 平24厚労告113 3 平24-0316-2 2(1)①</p>
<p>2 人員基準</p>	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を合わせて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>※ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受ける場合についても、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、指定小規模多機能型居宅介護事業の人員基準をみたしているとみなすことができます。</p>	<p>条例 第83条第13項</p> <p>予防条例 第45条第13項</p>
<p>3 管理者</p>	<p>① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>ア 事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 事業所に併設する施設等の職務に従事する場合</p> <p>ウ 同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">* 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含みます。</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。</p>	<p>条例 第84条第1項 第84条第2項 予防条例 第46条第1項 第46条第2項 平18-0331004 第3の四の2(2)①</p>
	<p>② 管理者は、</p> <p>ア 特別養護老人ホーム</p> <p>イ 老人デイサービスセンター</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p>	<p>条例 第84条第3項 予防条例 第46条第3項</p>

	<p>エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)</p> <p>オ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)</p> <p>カ 指定複合型サービス事業所 (第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</p> <p>等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び人員運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定めるもの及び研修</p> <p style="padding-left: 2em;">二 指定地域密着型サービス基準第43条第2項、第64条第3項、第91条第2項及び第172条第2項(第3項)の厚生労働大臣が定める研修</p> <p>※ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされていますが、本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合、管理者が保健師又は看護師であるときは、研修を修了している必要があります。</p>	<p>平18-0331004 第3の四の2(2)②・③ 平24厚労告113 2 平24-0316-2 1(1) 2(1)②ア・イ 1(3)ア</p>
<p>4 代表者</p>	<p>○ 代表者は、</p> <p>ア 特別養護老人ホーム</p> <p>イ 老人デイサービスセンター</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p>エ 介護医療院</p> <p>オ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)</p> <p>カ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)</p> <p>キ 指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。</p> <p>したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。</p> <p>なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。</p>	<p>条例 第85条 予防条例 第47条 平18-0331004 第3の四の2(3)①・③・④ 平24厚労告113 4 平24-0316-2 3</p>

※ 携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。

これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。

※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。

※ ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交換時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了することで差し支えありません。

※ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいですが、本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があります。

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令								
<p>1 登録定員及び利用定員</p>	<p>① 登録定員は29人（サテライト事業所の場合は18人）以下となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 登録定員とは登録者の数の上限をいいます。 ※ 利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。</p> <p>② 次の範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。</p> <p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト事業所の場合は12人）まで 利用定員が25人を超える場合</p> <table border="1" data-bbox="507 770 1110 922"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト事業所の場合は6人）まで</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用定員とは事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をさすものであり、1日当たりの延べ人数でないことに留意してください。 ※ 事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは可能です。 ただし、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を受けている間は、介護報酬は算定できません。 ※ 養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用することは想定していません。</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>条例 第86条第1項 予防条例 第48条第1項 平18-0331004 第3の四の3(1)①</p> <p>条例 第86条第2項 予防条例 第48条第2項 平18-0331004 第3の四の3(1)② 第3の四の3(1)③</p>
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
<p>2 設備及び備品等</p>	<p>① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 原則として1つの建物につき、1つの事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p>	<p>条例 第87条第1項 予防条例 第49条第1項 平18-0331004 第3の四の3(2)① (第3の三の2(1)⑤ イ・ロ)</p>								

<p>② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。</p> <p>※ 広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。</p> <p>なお、条例第86条第2項の規定により通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)を確保することが必要です。</p>	<p>条例 第87条第2項第1号 予防条例 第49条第2項第1号 平18-0331004 第3の四の3(2)②</p>
<p>③ 1つの宿泊室の定員は、1人となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。</p> <p>プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。</p> <p>ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p>	<p>条例 第87条第2項第2号ア 予防条例 第49条第2項第2号ア 平18-0331004 第3の四の3(2)③イ (第3の二の二の2(1)(3))</p>
<p>④ 1つの宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることとなります。</p> <p>ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があつたとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。</p> <p>※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。</p>	<p>条例 第87条第2項第2号イ 予防条例 第49条第2項第2号イ 平18-0331004 第3の四の3(2)③ロ 第3の四の3(2)③ハ</p>
<p>⑤ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。</p> <p>※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。</p>	<p>条例 第87条第2項第2号ウ 第87条第2項第2号エ 予防条例 第49条第2項第2号ウ 第49条第2項第2号エ</p>

<p>⑥ 設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間を指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められません。</p> <p>ただし、事業所が小規模である場合（通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間及び食堂を指定通所介護（指定介護予防通所介護）等の機能訓練室及び食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められませんが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありません。</p> <p>指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護事業所）等の浴室を活用する場合、指定通所介護事業所（指定介護予防通所介護事業所）等の利用者が利用している時間帯に事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。</p>	<p>条例 第87条第3項 予防条例 第49条第3項 平18-0331004 第3の四の3(2)④</p>
<p>⑦ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の事業所及び施設等との併設の可否については、指定小規模多機能型事業所と他の施設・事業所との併設については、指定小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意してください。</p>	<p>条例 第87条第4項 予防条例 第49条第4項 平18-0331004 第3の四の3(2)⑤</p>

四 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 提供の開始に当たっての説明及び同意</p>	<p>○ 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることについて同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスを選択するために必要な重要事項には次の内容が挙げられます。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 等</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p> <p>※ 特に、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の委託業務の内容、他の事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第109条(第10条第1項準用) 予防条例 第66条(第12条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(2))</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が通常の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第109条(第11条準用) 予防条例 第66条(第13条準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(3))</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>○ 通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	<p>条例 第109条(第12条準用) 予防条例 第66条(第14条準用)</p>

	いる・いない	平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(4))
4 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（要支援認定）の有無及び有効期間を確かめていますか。 いる・いない ※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定（要支援認定）を受けている被保険者に限られます。	条例 第109条(第13条第1項準用) 予防条例 第66条(第15条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(5)①)
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 いる・いない	法 第78条の3第1項 第115条の13第2項 条例 第109条(第13条第2項準用) 予防条例 第66条(第15条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(5)②)
5 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 いる・いない ※ 要介護認定（要支援認定）の申請がなされていれば、要介護認定（要支援認定）の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。	条例 第109条(第14条第1項準用) 予防条例 第66条(第16条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(6)①)
	② 要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 いる・いない ※ 要介護認定（要支援認定）の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があり、要介護認定（要支援認定）が申請の日から30日以内に行われます。	条例 第109条(第14条第2項準用) 予防条例 第66条(第16条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(6)②)
6 心身の状況等の把握	○ 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 いる・いない	条例 第88条 予防条例 第50条

<p>7 居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）等との連携</p>	<p>① サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成し、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）以外の指定居宅サービス（指定介護予防サービス）について給付管理を行うこととされていることから、指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）とは連携を密にしておかなければなりません。</p>	<p>条例 第89条第1項 予防条例 第51条第1項 平18-0331004 第3の四の4(2)</p>
	<p>② サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第89条第2項 予防条例 第51条第2項</p>
	<p>③ サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第89条第3項 予防条例 第51条第3項</p>
<p>8 身分を証する書類の携行</p>	<p>○ 利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望まれます。</p>	<p>条例 第90条 予防条例 第52条 平18-0331004 第3の四の4(3)</p>
<p>9 サービスの提供の記録</p>	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。</p>	<p>条例 第109条(第21条第1項準用) 予防条例 第66条(第22条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(12)①)</p>

	<p>② サービス事業者間の密接な連携等を図るため、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第108条第2項第3号 第109条(第21条第2項準用)</p> <p>予防条例 第65条第2項第3号 第66条(第22条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(12)②)</p>
<p>10 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額)の1割(保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額(地域密着型介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)の事業の会計と区分していること。</p>	<p>条例 第91条第1項 予防条例 第2条第3号 第2条第4号 第53条第1項 平18-0331004 第3の四の4(4)① (第3の一の4(13)①)</p> <p>条例 第91条第2項 予防条例 第53条第2項 平18-0331004 第3の四の4(4)① (第3の一の4(13)②)</p>
	<p>③ ①、②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ 宿泊に要する費用</p> <p>オ おむつ代</p>	<p>条例 第91条第3項 予防条例 第53条第3項 平12老企54 平12老振75・老健122</p>

カ ア～オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(7) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用

(イ) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用

いない ・ いる

※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。

※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からカの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。

ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

ウ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。

エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。

ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。

④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。

ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。

(7) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

(イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること

(ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。

イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

いる ・ いない

⑤ 宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。

ア 事業所における滞在に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。

(7) 契約の締結に当たっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

条例
第91条第4項
予防条例
第53条第4項
平17厚労告419

条例
第91条第4項
予防条例
第53条第4項
平17厚労告419

<p>(イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。</p> <p>(ウ) 宿泊に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。</p> <p>イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。</p> <p>(ア) 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額</p> <p>(イ) 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額</p> <p>ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）</p> <p>(イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
<p>⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービス内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p>	<p>条例 第91条第5項 予防条例 第53条第5項 平18-0331004 第3の四の4(4)① (第3の一の4(13)④) 平12老振75・老健122</p>
<p>⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p>	<p>法 第42条の2第9項 (第41条第8項準用) 第54条の2第9項 (第41条第8項準用) 施行規則</p>

	また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。	第65条の5(第65条準用) 第85条の4(第65条準用)
11 保険給付の請求のための証明書の交付	○ 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 い る ・ い ない	条例 第109条(第23条準用) 予防条例 第66条(第24条準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(14))
12 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 い る ・ い ない	条例 第92条第1項
※ 介護予防小規模多機能型居宅介護については、「五介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。	② サービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 い る ・ い ない ※ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。	条例 第92条第2項 平18-0331004
13 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを行っていますか。 い る ・ い ない ※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。 ※ 指定小規模多機能型居宅介護は、弾力的なサービス提供が基本であることから、宿泊サービスの上限は設けていません。 重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要です。	条例 第93条第1号 平18-0331004 第3の四の4(5)①
※ 介護予防小規模多機能型居宅介護については、「五介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。 い る ・ い ない	条例 第93条第2号
	③ サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	条例 第93条第3号

	い る ・ い ない	
	<p>④ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供等とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含まれます。</p>	<p>条例 第93条第4号 平18-0331004 第3の四の4(5)②</p>
	<p>⑤ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。登録定員が25人の場合は、通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。</p>	<p>条例 第93条第7号 平18-0331004 第3の四の4(5)④</p>
	<p>⑥ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安です。 ※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	<p>条例 第93条第8号 平18-0331004 第3の四の4(5)⑤</p>
14 身体的拘束等の禁止	<p>① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為 ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。 キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p>	<p>条例 第93条第5号 予防条例 第54条第1項 平18-0331004 第3の四の4(5)③ 平13老発155 1 身体拘束ゼロへの手引き</p>

	<p>サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p> <p>※ 身体拘束の廃止を実現していく取組みは、ケア全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものであり、身体拘束廃止を最終目標とするのではなく、身体拘束廃止に取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでください。</p>	
	<p>② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。また、そのための意識啓発に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平13老発155 2 3</p>
	<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する身体拘束廃止委員会などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 改善計画に盛り込むべき内容</p> <p>ア 事業所内の推進体制</p> <p>イ 介護の提供体制の見直し</p> <p>ウ 緊急やむを得ない場合を判断する体制・手続き</p> <p>エ 事業所の設備等の改善</p> <p>オ 事業所の従業者他の関係者の意識啓発のための取組み</p> <p>カ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	<p>平13老発155 5</p>
	<p>④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、態様及び時間、際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第93条第6号 第108条第2項第4号 予防条例 第54条第2項 第65条第2項第4号 平18-0331004 第3の四の4(5)③</p>
<p>15 居宅サービス計画の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。）に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させてください。</p> <p>このため、指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更することとなります。</p> <p>※ 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。</p> <p>※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。</p> <p>※ 作成した居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第94条第1項 第108条第2項第1号 平18-0331004 第3の四の4(6)</p>

	<p>② 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第94条第2項 平11厚令38 第13条</p>
<p>16 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>○ 地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）又は居宅介護サービス費（介護予防サービス費）を利用者に代わり事業者を支払うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）において位置付けられている指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）又は指定居宅サービス（指定介護予防サービス）等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第95条 予防条例 第55条 平18-0331004 第3の四の4(7)</p>
<p>17 利用者に対する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の書類の交付</p>	<p>○ 登録者が事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第96条 予防条例 第56条 平18-0331004 第3の四の4(8)</p>
<p>18 小規模多機能型居宅介護計画の作成</p>	<p>① 管理者は、介護支援専門員又はサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（介護支援専門員等）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 小規模多機能型居宅介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意してください。</p>	<p>条例 第97条第1項 平18-0331004 第3の四の4(9)①</p>
	<p>② 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	<p>条例 第97条第2項 平18-0331004 第3の四の4(9)②</p>
	<p>③ 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第97条第3項</p>
	<p>④ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>条例 第97条第4項 平18-0331004 第3の四の4(9)③</p>

	<p>いる ・ いない</p> <p>⑤ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>※ 短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合は、当該居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めてください。</p>	<p>条例 第97条第5項 第108条第2項第2号 平18-0331004 第3の四の4(9)④</p>
	<p>⑥ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第97条第6項</p>
	<p>⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑤に沿って行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第97条第7項</p>
19 介護等	<p>① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し又は必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮してください。</p>	<p>条例 第98条第1項 予防条例 第69条第1項 平18-0331004 第3の四の4(10)① 第4の三の2(3)①</p>
	<p>② 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p>いない ・ いる</p> <p>※ 事業所の従業者にサービスを行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。</p>	<p>条例 第98条第2項 予防条例 第69条第2項 平18-0331004 第3の四の4(10)② 第4の三の2(3)②</p>
	<p>③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。</p>	<p>条例 第98条第3項 予防条例 第69条第3項 平18-0331004 第3の四の4(10)③ 第4の三の2(3)③</p>
20 社会生活上の便宜の提供等	<p>① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例 第99条第1項 予防条例</p>

	<p>※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めてください。</p>	<p>第70条第1項 平18-0331004 第3の四の4(11)① 第4の三の2(4)①</p>
	<p>② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。</p> <p>※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。</p>	<p>条例 第99条第2項 予防条例 第70条第2項 平18-0331004 第3の四の4(11)② 第4の三の2(4)②</p>
	<p>③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第99条第3項 予防条例 第70条第3項 平18-0331004 第3の四の4(11)③ 第4の三の2(4)③</p>
21 利用者に関する市への通知	<p>○ サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。</p>	<p>条例 第109条（第29条準用） 予防条例 第66条（第25条準用） 平18-0331004 第3の四の4(23)（第3の一の4(18)）</p>
22 緊急時等の対応	<p>○ 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 協力医療機関は、通常の事業の実施地域内にあることが望まれます。</p> <p>※ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>条例 第100条 予防条例 第57条 平18-0331004 第3の四の4(12)</p>
23 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	<p>条例 第109条（第60条の11第1項準用）</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第66条(第27条第1項準用)</p> <p>条例 第109条(第60条の11第2項準用)</p> <p>予防条例 第66条(第27条第2項準用)</p>
<p>24 運営規程</p>	<p>○ 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</p> <p>オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>カ 通常の事業の実施地域</p> <p>キ サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを義務づけています。</p> <p>※ 営業日及び営業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。 ・ 訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と記載してください。 ・ 通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。 <p>※ 通常の事業の実施地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 ・ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ・ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）であることから、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めてください。 ・ 事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合は、当該他市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域に加えることもあります。 <p>※ 非常災害対策</p> <p>非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>条例 第101条</p> <p>予防条例 第58条</p> <p>平18-0331004</p> <p>第3の四の4(13)①③</p> <p>第3の四の4(13)②(第3の一の4(21)⑤)</p>

<p>25 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例 第109条(第60条の13第1項準用) 予防条例 第66条(第29条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(6)①)</p>
	<p>② 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 原則として、事業所の従業者によってサービスを提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。</p>	<p>条例 第109条(第60条の13第2項準用) 予防条例 第66条(第29条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(6)②)</p>
	<p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※ 対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までは、努力義務です。</p>	<p>条例 第109条(第60条の13第3項準用) 予防条例 第66条(第29条第3項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(6)③)</p>
	<p>④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)のとおりです。特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p>	<p>条例 第109条(第60条の13第4項準用) 予防条例 第66条(第29条第4項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(6)④)</p>

	<p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、 ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	
<p>26 定員の遵守</p>	<p>○ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。</p> <p>* 特に必要と認められる場合として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者の介護者が急病等のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスのサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者が定員を超える場合 ・ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 <p>* 一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例 第102条 予防条例 第59条 平18-0331004 第3の四の4(14)</p>
<p>27 業務継続計画の策定等</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 	<p>条例 第109条(第33条の2第1項準用) 予防条例 第66条(第29条の2第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(15)(第3の二の二の3(7)①②)</p>
	<p>② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p>	<p>条例 第109条(第33条の2第2項準用)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>予防条例 第66条(第29条の2第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(15)(第3の二の二の3(7)③④)</p>
<p>28 非常災害対策</p>	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることです。</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条例 第103条第1項 予防条例 第60条第1項 平18-0331004 第3の四の4(16)</p>
	<p>② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>条例 第103条第2項 予防条例 第60条第2項 平18-0331004 第3の四の4(16)</p>
<p>29 衛生管理等</p>	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第109条(第60条の16第1項準用) 予防条例 第66条(第32条第1</p>

<p>※ 従業者の清潔の保持・従業者の健康状態の管理・設備及び備品等の衛生的な管理に努めてください。</p>	<p>項準用) 平18-0331004 第3の四の4(17)(第3の二の二の3(9))</p>
<p>② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者が感染源となることを予防し、従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。</p> <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>	<p>条例 第109条(第60条の16第2項準用) 予防条例 第66条(第32条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(17)(第3二の二の4(9))</p>
<p>③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p> <p>※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p>	<p>条例 第109条(第60条の16第2項準用) 予防条例 第66条(第32条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(17)(第3二の二の4(9)②)</p>

	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。 ② 研修の内容については記録してください。 ③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。 ④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。 ⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 	
<p>29 協力医療機関等</p>	<p>① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望まれます。</p>	<p>条例 第104条第1項 予防条例 第61条第1項 平18-0331004 第3の四の4(18)①</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望まれます。</p>	<p>条例 第104条第2項 予防条例 第61条第2項 平18-0331004 第3の四の4(18)①</p>
	<p>③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。</p>	<p>条例 第104条第3項 予防条例 第61条第3項 平18-0331004 第3の四の4(18)②</p>
<p>30 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務の体制 ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p>	<p>条例 第109条（第35条準用） 予防条例 第66条（第33条準用） 平18-0331004 第3の四の4(23)（第3の一の4(25)）</p>

	<p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	
31 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第109条(第36条第1項準用) 予防条例 第66条(第34条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(26)①)</p>
	<p>② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例 第109条(第36条第2項準用) 予防条例 第66条(第34条第2項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(26)②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>条例 第109条(第36条第3項準用) 予防条例 第66条(第34条第3項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(26)③)</p>
	<p>④ 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)</p>
32 広告	<p>○ 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>条例 第109条(第37条準用) 予防条例 第66条(第35条準用)</p>
33 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)に対する利益	<p>○ 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又は従業者に対し、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>条例 第109条(第38条準用) 予防条例</p>

<p>供与の禁止</p>	<p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 居宅介護支援（介護予防支援）の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。</p>	<p>第66条（第36条準用） 第3の四の4（23）（第3の一の4（27））</p>
<p>34 苦情処理</p>	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p> <p>② 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例 第109条（第39条第1項準用） 予防条例 第66条（第37条第1項準用） 平18-0331004 第3の四の4（23）（第3の一の4（28）①）</p> <p>条例 第108条第2項第6号 第109条（第39条第2項準用） 予防条例 第65条第2項第6号 第66条（第37条第2項準用） 平18-0331004 第3の四の4（23）（第3の一の4（28）②）</p> <p>条例 第109条（第39条第3項準用） 予防条例 第66条（第37条第3項準用） 平18-0331004 第3の四の4（23）（第3の一の4（28）③）</p> <p>条例 第109条（第39条第4項準用） 予防条例 第66条（第37条第4項準用）</p> <p>条例 第109条（第39条第5項準用） 予防条例 第66条（第37条第5項準用）</p> <p>条例 第109条（第39条第6項準用） 予防条例 第66条（第37条第6項準用）</p>

<p>36 調査への協力等</p>	<p>○ 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。</p> <p>※ 市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出し、これらの情報について自ら一般に公表するよう努めてください。</p>	<p>条例 第105条 予防条例 第62条 平18-0331004 第3の四の4(19)</p>
<p>37 地域との連携等</p>	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等により構成される協議会です。</p> <p>※ 運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>* 合同開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、1つの運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。 	<p>条例 第109条（第60条の17第1項準用） 予防条例 第66条（第40条第1項準用） 平18-0331004 第3の四の4(23)（第3二の二の3(9)①）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が1年度に開催すべき回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催することが必要です。 	
<p>② 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。</p> <p>ア 自己評価は、①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。</p> <p>イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。</p> <p>ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。</p> <p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。</p> <p>オ 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進当事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人全国小規模機能型居宅介護事業者連絡会)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。</p>	<p>平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(9)①)</p>
<p>③ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第109条(第60条の17第2項準用) 第108条第2項第8号 予防条例 第66条(第40条第2項準用) 第65条第2項第8号</p>

	<p>④ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p>条例 第109条(第60条の17第3項準用) 予防条例 第66条(第40条第3項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(9)③)</p>
	<p>⑤ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>条例 第109条(第60条の17第4項準用) 予防条例 第66条(第40条第4項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(9)④、第3の一の4(29)④)</p>
	<p>⑥ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 大規模な高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めてください。</p>	<p>条例 第109条(第66条の17第5項準用) 予防条例 第66条(第40条第5項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の二の二の3(9)⑤、第3の一の4(29)⑤)</p>
<p>38 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>○ 可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。</p>	<p>条例 第107条 予防条例 第64条 平18-0331004 第3の四の4(20)</p>
<p>39 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ決めておくことが望まれます。</p>	<p>条例 第109条(第41条第1項準用) 予防条例 第66条(第38条第1項準用) 平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(30))</p>

	<p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	<p>条例 第108条第2項第7号 第109条(第41条第2項準用)</p> <p>予防条例 第65条第2項第7号 第66条(第38条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(30))</p> <p>条例 第109条(第41条第3項準用)</p> <p>予防条例 第66条(第38条第3項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(30))</p>
<p>40 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例 第109条(第41条の2準用)</p> <p>予防条例 第66条(第38条の2準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(21)(第3の一の4(31))</p>
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果(事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等)は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	<p>条例 第109条(第41条の2第1号準用)</p> <p>予防条例 第66条(第38条の2第1号準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(21)(第3の一の4(31)①)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第109条(第41条の2第2号準用)</p> <p>予防条例 第66条(第38条の2第2号準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(21)(第3の一の4(31)②)</p>
<p>41 会計の区分</p>	<p>・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」及び「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」を参考にしてください。</p>	<p>条例 第109条(第42条準用)</p> <p>予防条例 第66条(第39条準用)</p> <p>平18-0331004 第3の四の4(23)(第3の一の4(32))</p>
<p>42 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）</p>	<p>条例 第108条第1項</p> <p>予防条例 第65条第1項</p> <p>条例 第108条第2項</p> <p>予防条例</p>

	<p>イ 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）</p> <p>ウ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>エ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>オ 利用者に関する市への通知に係る記録</p> <p>カ 苦情の内容等の記録</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>ク 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	第65条第2項
--	--	---------

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第67条第1項
	② サービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。 ※ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。	予防条例 第67条第2項 平18-0331004 第4の三の2(1)④
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例 第67条第3項 平18-0331004 第4の三の2(1)①
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努め、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。	予防条例 第67条第4項 平18-0331004 第4の三の2(1)③
	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。	予防条例 第67条第5項 平18-0331004 第4の三の2(1)②
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通りサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。	予防条例 第68条第1号 平18-0331004 第4の三の2(2)④

	<p>※ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。</p> <p>しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービス利用できるよう調整を行うことが必要です。</p>	
	<p>② 介護支援専門員は、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援の具体的な取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、介護予防サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画と介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うことになります。</p> <p>※ サテライト事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護計画については研修修了者が作成します。</p>	<p>予防条例 第68条第2号 平18厚労令37 第30条 第31条 平18-0331004 第4の三の2(2)①</p>
	<p>③ 介護支援専門員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>予防条例 第68条第3号 平18-0331004 第4の三の2(2)①</p>
	<p>④ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	<p>予防条例 第68条第4号 平18-0331004 第4の三の2(2)②</p>

<p>⑤ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第5号 平18-0331004 第4の三の2(2)③</p>
<p>⑥ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例 第65条第2項第2号 第68条第6号 平18-0331004 第4の三の2(2)③</p>
<p>⑦ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第7号</p>
<p>⑧ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第8号</p>
<p>⑨ サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第9号 平18-0331004 第4の三の2(2)③</p>
<p>⑩ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第10号 平18-0331004 第4の三の2(2)③</p>
<p>⑪ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。 登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。</p>	<p>予防条例 第68条第11号 平18-0331004 第4の三の2(2)⑤</p>
<p>⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 適切なサービスとは、一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となります。</p> <p>※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。</p>	<p>予防条例 第68条第12号 平18-0331004 第4の三の2(2)⑥</p>

	<p>⑬ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。</p>	<p>予防条例 第68条第13号 平18-0331004 第4の三の2(2)⑦</p>
	<p>⑭ 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行ってください。</p> <p>短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供する場合は、「四運営に関する基準 18小規模多機能型居宅介護計画の作成 ⑤」を参照してください。</p>	<p>予防条例 第68条第14号 平18-0331004 第4の三の2(2)⑦</p> <p>第4の三の2(2)⑧ (第3の四の4の(8) ④準用)</p>
	<p>⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、①～⑬に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第68条第15号</p>

六 変更の届出

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（指定小規模多機能型居宅介護事業（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業）に関するものに限る。）</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び診療科目並びに契約の内容を含む）</p> <p>ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要</p> <p>ケ 地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の請求に関する事項</p> <p>コ 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第78条の5第1項 第115条の15第1項 施行規則 第131条の13第1項 第131条の13第2項 第140条の30第1項 第140条の30第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第1項 第115条の15第1項 施行規則 第131条の13第3項 第140条の30第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第2項 第115条の15第2項 施行規則 第131条の13第4項 第140条の30第4項</p>

七 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県内にすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称又は氏名</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p>	<p>法 第115条の35第1項 施行令</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>第37条の2の3 施行規則 第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第115条の35第2項 施行規則 第140条の46</p>